

堺市における再犯防止及び更生支援の推進に関する 連携協定を締結します

堺市では、大阪保護観察所、大阪刑務所、西日本成人矯正医療センター、大阪少年鑑別所、堺市保護司会連絡協議会及び堺市更生保護女性会と、相互に連携・協力し、適切な役割分担の下、堺市における再犯防止及び更生支援を推進することを目的として、連携協定を締結する運びとなりました。

この協定により、矯正施設出所前後におけるシームレスな更生支援の仕組みで、効果的に再犯を防止し、安全・安心な社会の構築に寄与します。また、関係団体のネットワークを強化することで、保護司等の更生保護ボランティアが安全・安心に活動できる環境づくりを進めます。

なお、地方自治体が再犯防止・更生支援に関わる7者で連携協定を締結するといった取組は、全国初となります。

1 協定締結式

日時：令和6年11月11日（月）午前10時40分～午前11時30分

場所：堺市役所 本館4階 秘書課会議室

出席者：大阪保護観察所	所長	山田 浩司（やまだ こうじ）氏
大阪刑務所	所長	谷口 晃康（たにぐち てるやす）氏
西日本成人矯正医療センター	センター長	市川 昌孝（いちかわ まさたか）氏
大阪少年鑑別所	所長	西岡 潔子（にしおか きよこ）氏
堺市保護司会連絡協議会	会長	森田 總一（もりた そういち）氏
堺市更生保護女性会	会長	西尾 薫（にしお かおる）氏
堺市	市長	永藤 英機

2 協定の主な内容

- (1) 再犯防止に向けた包括的な支援体制の構築に関する事
- (2) 支援対象者への支援内容等に関する事
- (3) 再犯防止及び更生支援の教育・研修等に関する事
- (4) 再犯防止及び更生支援の周知啓発に関する事
- (5) 保護司等の民間更生保護活動への支援に関する事

3 協定締結により、期待される取組・効果

・矯正施設出所前後に支援が必要な方に対して、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の支援会議※を活用し、包括的な支援体制を構築することで、各々の強みを活かした早期かつ切れ目のない支援を実施する。

- ・協定締結を契機とし、再犯防止・更生支援に関わる関係団体相互のネットワークを一層強固なものとする事で、本市において継続的に再犯防止及び更生支援を推進する。
 - ・保護司の面談・活動場所として夜間・休日も利用可能な公共施設を提供するとともに、保護司の人材確保に資する活動内容の周知等を実施することで、更生保護ボランティアが安全・安心に活動できる環境整備を推進する。
- ※社会福祉法第 106 条の 6 に基づき関係機関に守秘義務を課して実施する会議であり、本市では令和 6 年度から重層的支援体制整備事業を実施している。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課 電 話：072-228-0375 ファックス：072-228-7853
----------------------------	---

堺市における再犯防止及び更生支援の推進に関する連携協定書

令和6年11月11日

堺市（以下「甲」という。）、大阪保護観察所（以下「乙」という。）、大阪刑務所（以下「丙」という。）、西日本成人矯正医療センター（以下「丁」という。）、大阪少年鑑別所（法務少年支援センター）（以下「戊」という。）、堺市保護司会連絡協議会（以下「己」という。）及び堺市更生保護女性会（以下「庚」という。）は、堺市における再犯防止及び更生支援を推進するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚が相互に連携・協力し、適切な役割分担の下、堺市における再犯防止及び更生支援を推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力し、取り組むものとする。

- 再犯防止に向けた包括的な支援体制の構築に関すること
 - 支援対象者への支援内容等に関すること
 - 再犯防止及び更生支援の教育・研修等に関すること
 - 再犯防止及び更生支援の周知啓発に関すること
 - 保護司等の民間更生保護活動への支援に関すること
- 2 前項の事項を効果的に推進するため、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、定期的に協議を行うものとする。

（情報の共有）

第3条 前条に規定する取組を実施するにあたり、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、必要な範囲で相互が保有する情報の共有に努めるものとする。

（連絡調整担当者）

第4条 前条の事項の円滑かつ効果的な推進のために、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚で構成する連絡調整担当者を設置する。

2 連絡調整担当者の連絡調整事項は別に定める。

（守秘義務）

第5条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、本協定の実施にあたり知り得た支援対象者の個人情報及びその他の情報をその承認を得ることなく、本協定の目的以外のために使用し、又は、第三者へ開示、漏洩してはならない。ただし、協議の上、開示する必要がある場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

本協定締結の証として本書7通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚がそれぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

（甲）堺市堺区南瓦町3-1

堺市

堺市長

（乙）大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

大阪保護観察所

所長

（丙）堺市堺区田出井町6-1

大阪刑務所

所長

（丁）堺市堺区田出井町8-80

西日本成人矯正医療センター

センター長

（戊）堺市堺区田出井町8-30

大阪少年鑑別所

所長

（己）堺市堺区南瓦町2-1

堺市保護司会連絡協議会

会長

（庚）堺市堺区南瓦町2-1

堺市更生保護女性会

会長